

光地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月20日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

光地区消防組合条例第2号

光地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

光地区消防組合職員定数条例（昭和47年光地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員」の次に「、その他の団体に派遣された職員」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。